

【要確認】成約済み物件が掲載されたままになっていませんか？

当社ネットワークで流通する物件情報について、成約済み物件の公開による、エンドユーザーさまや他の不動産会社さまからのご指摘・トラブルの連絡が少なくありません。スムーズで安全なお取引のために物件情報のご確認をお願いいたします。

成約済み物件の掲載は「おとり広告」に該当します

「不動産の表示に関する公正競争規約」では「おとり広告」を禁止しています。その中でも成約済み物件の掲載は「物件は存在するが、実際には取引の対象となり得ない物件に関する表示」に該当し、重大な表示規約違反として不動産公正取引協議会から違約金課徴など厳しい措置を受けることがあります。

今一度、掲載中物件の最新の募集状況をご確認いただき、メンテナンスをお願いいたします。



Q 申込が入っただけで契約はしていないので、このまま公開していても問題ないでしょうか？

A 「現在、申し込めば契約できる」状態にない物件情報は公開できません！

申込が入った物件は通常は契約に至るため、申込が入った段階で**非公開処理**を行ってください。契約が成立しなかった場合に再公開してください。

※ATBB(不動産業務総合支援サイト)にて成約処理または非公開処理を行っても、登録された物件情報は削除されず、継続して物件一覧に保管されます。

物件を広告転載する際は元付会社さまへの確認を行ってください

元付会社さまから「アットホームのサイトに他社が勝手に物件を掲載している!自社ホームページへの掲載は許可したが、ポータルサイトへの掲載は許可していない」といったご指摘をいただくことがあります。物件を転載する際は、以下を参考に、必ず掲載確認を行ってください。

①「掲載する媒体名」を必ずご確認ください!

「不動産情報サイト アットホーム」への掲載、「自社のホームページ」への掲載など、媒体ごとに掲載確認が必要です。

②「現在募集中であるか」をご確認ください!

建物だけでなく号室も特定し、ご確認をお願いいたします。

③「募集条件に変更がないか」をご確認ください!

賃料・敷金など、最新の情報を確認し、条件変更があればすみやかに修正してください。



★上記TOPIC1は、ポータルサイト広告適正化部会(*)が統一テーマにて発信しております。

*同部会参加会社 アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、株式会社LIFULL、株式会社リクルート

*同部会については、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会ホームページよりご確認ください。https://www.sfkoutori.or.jp/portal_bukai/

★上記TOPICは、「アットホーム全国不動産情報ネットワーク利用約款」の細目規定として適用しています。